第98号議案

豊後大野市国民健康保険税条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年11月30日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例(平成17年豊後大野市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条 の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定 する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号におい て同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する 総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公 的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的 年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっ ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加 算した金額)」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯 に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以 上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ て得た金額を加算した金額)」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得 者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に 10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第 10 項中「(昭和 40 年法律第 33 号)」を削り、「」とあるのは、」を「及び山林所得金額」とあるのは」に改め、「する。)」の次に「及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の豊後大野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税について は、なお従前の例による。